

黒石市地域公共交通計画策定調査業務特記仕様書

1. 適用

本仕様書は、黒石市（以下「甲」という。）が委託する、黒石市地域公共交通計画策定調査業務（以下「本業務」という。）に適用する。

2. 受託者の義務

受託者（以下「乙」という。）は、契約の履行に当たっては、本業務の意図及び目的を十分に理解したうえで、業務の確実な遂行に努めるものとする。

3. 業務の目的

黒石市は、地域公共交通の課題解決とコンパクトなまちづくりに向け、将来にわたり持続可能で、一体的な公共交通ネットワークを構築することを目的に、地域公共交通のマスタープランとして令和元年10月に「黒石市地域公共交通網形成計画」（以下「網形成計画」という。）を策定し、地域公共交通の維持確保に努めてきた。

一方で、自家用車の普及や人口減少、新型コロナウイルス感染症の影響による公共交通利用者の減少、さらに燃料費高騰の影響もあいまって市の財政負担が増加し、地域公共交通の維持が容易ではなくなってきている。

このような中で、網形成計画が令和6年度で期間満了するため、本業務は、後継計画としての「黒石市地域公共交通計画」策定に当たり、必要となる調査及びデータの整理・分析・考察を行い、基礎資料の作成等を行うことを目的とする。

4. 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結の翌日から令和6年3月15日（金）までとする。

5. 業務の内容

（1）地域特性の整理

- ◇市全体や地域別の人口、世帯状況、主要施設（医療、商業、公共施設）を整理
- ◇市や県、国の関係する上位関連計画を整理し、公共交通に求められる役割整理
- ◇国や他都市における自動運転、MaaS等の新技術を活用した取組を調査整理

（2）公共交通の実態等の整理

- ◇路線バス、コミュニティバス、デマンド等の市内を運行する公共交通の運行状況（経路・停留所・本数等）や財政状況等（財政負担等含む）を整理
- ◇公共交通以外の移動サービス（無償含む）の運行状況等について整理し、活用可能なリソース等の洗い出し
- ◇市域内に存在する交通不便地域を整理

(3) 実態・ニーズ把握

実態・ニーズ把握の手法は概ね以下を想定しているが、調査の対象、実施回数、内容等の詳細については、提案事項とする。

- ◇市民を対象に、移動実態や公共交通の利用状況、網形成計画策定後に実施された取組の認知度と評価、今後の公共交通のあり方や要望などの意見を把握するためのアンケート調査を実施
- ◇アンケート調査票の作成（2,000人程度）
- ◇アンケート調査票の送付（発送・返信に伴う通信運搬費は市が負担）
- ◇アンケート調査票の集計（回答率40%を想定）
- ◇アンケート集計表の分析・検討資料の作成

(4) 網形成計画の検証

◇網形成計画に示される施策事業の進捗状況、目標指標に設定された項目の達成状況について整理・評価

(5) 公共交通の問題点・課題点の整理

◇現状整理やアンケート調査、会議等で得られた関係者の意見等を踏まえ、今後の黒石市の地域公共交通の構築、維持、活性化に向けた課題を整理

(6) 公共交通会議の開催支援

- ◇地域公共交通会議の運営支援（資料作成、会議参加、議事録作成）を実施
- ◇地域公共交通会議は2回程度を予定

(7) 作業の打合せ・報告

- ◇本業務を適正かつ円滑に実施するため、密接な連絡を取り合い、方針・条件等の疑義を正し、乙が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認する。
- ◇打合せ協議の実施（3回を予定）

(8) 報告書作成

◇以上の検討内容を踏まえて、業務報告書としてとりまとめる。

6. 提出書類等

乙は、次の各号に掲げる書類を、甲に指示された日時までに提出するものとする。
なお、提出した書類の内容を変更しようとするときは、その都度届出すること。

- (1) 業務着工届
- (2) 工程表
- (3) 主任担当者届
- (4) 業務実施計画書
- (5) 業務委託完成検査申請書

- (6) 業務委託引渡書
- (7) 請求書
- (8) その他甲が必要と認めたもの

7. 業務実施計画

乙は、本業務着手前に、作業手法、日程等について適切な作業計画を立案し、これを甲に提出して、その承認を得なければならない。作業計画を変更しようとするときも同様とするものとする。

8. 貸与資料と使用制限

- ◇甲及び関係団体等より貸与する資料について、乙はその保管及び取り扱いは、忘失、汚損、破損等のないよう万全の注意を払うものとし、使用后すみやかに返却するものとする。
- ◇資料の借用において乙は、その都度借用書を提出するものとする。
- ◇甲及び関係団体等が貸与する資料に関して、乙は、本業務の関係者以外に情報が漏れることの無いよう取り扱いと保管に留意し、本業務の目的以外に使用しないこと。

9. 著作権、所有権

- ◇本業務による成果品の著作権・所有権は、全て甲に帰属するものとする。
- ◇乙は、甲の承諾を得ないで業務の成果を他に公表し、貸与し、又は使用してはならない。
- ◇成果品に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、乙が納品前に行うこととし、その経費は委託費を含む。

10. 工程管理

乙は、各工程の中間及び終了時に所要の検査を行うものとし、その実施方法及び結果について甲に報告するものとする。

11. 秘密の保持

乙は、本業務の遂行に際して知りえた事及び内容全般について、甲の承諾なしに他に漏らしてはならない。

12. 業務の再委託

本業務の全部又は主たる部分（本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）を第三者に委託又は請け負わせることはできない。また、本業務の主たる部分以外について第三者に委託又は請け負わせる場合は、あらかじめ甲の承認を得ること。

13. 成果品

◇乙は、本業務の成果品として、次のものを甲に納品しなければならない。

- 調査報告書 1部（A4版）

- 調査報告書（概要版） 1部（A4版）
 - 電子データ（調査報告書及びその概要版）を記録したCD-R 1点
 - その他甲が指示するもの
- ◇納入場所は黒石市企画課とする。
- ◇本業務の中間報告を行うこととし、毎月ごとに行うものとする。

14. 完了検査等

- ◇乙は、全作業終了後、甲における所定の完了検査を受け、検査合格をもって作業完了とする。
- ◇乙は、業務完了時に成果品及び必要な資料を業務完了報告書と共に提出し、甲の検査を受け、不備な点は指示に従い、ただちに訂正しなければならない。
- ◇成果品の受け渡し後においても、明らかに乙の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、乙は速やかに訂正し、補足その他の措置を行わなければならない。

15. 成果物の瑕疵責任

乙は、本業務完了後といえども、乙の責任により成果品が品質基準を満たしていないことが判明した場合には、乙の責任において関連する項目を再検査し、不良箇所を修正するものとする。

16. 成果品に関わる知的財産権等の取り扱い

本事業に関する著作権その他の権利は、全て甲に帰属するものとする。

17. 疑義

本特記仕様書に定めのない事項並びに疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、甲の指示に従うものとする。